

改正

平成30年3月26日条例第8号

平成30年6月29日条例第29号

明石市環境関係手数料徴収条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、特定の者のためにする環境関係の事務について徴収する手数料は、別に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(手数料を徴収する事務及び金額)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 一般廃棄物の処理に対する事務 一般廃棄物処理手数料

区分	種別		単位	手数料の額	
市が収集、運搬及び処分するとき	し尿	一般家庭	1便槽1回につき	1,200円	
		事業所等	20ℓ	300円	
		仮設便所	1基1回につき	9,000円	
	動物(犬、猫等)の死体	犬	1体	5,000円	
		猫	1体	4,000円	
		その他	1体	3,000円	
一般家庭から排出される粗大ごみで規則で定めるもの	品目ごと		4,800円以内で品目ごとに規則で定める額		
市長の指示する場所へ搬入するとき	浄化槽汚泥		100ℓ	180円	
	動物(犬、猫等)の死体	犬	1体	4,000円	
		猫	1体	3,000円	
		その他	1体	2,000円	
	可燃ごみ	家庭系	10kg	50円	
		事業系	10kg	70円	
	不燃ごみ	破碎	家庭系	10kg	60円
			事業系	10kg	80円
		埋立	家庭系	10kg	60円
			事業系	10kg	100円

備考

- ア 1単位未満の端数のあるときは、1単位に切り上げる。
- イ 一般家庭のし尿のうち、共同住宅等において複数の住宅又は住戸が1便槽を共用している場合は、住宅又は住戸ごとに1便槽あるものとみなす。
- ウ 事業所等及び仮設便所の範囲は、規則で定める。
- エ 不燃ごみとは、可燃ごみ以外のものであって、処理に当たって破碎選別処理が必要なものと及び埋立処理が可能なものをいう。
- オ 家庭系とは、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和46年条例第57号)第2条第2項第1号に規定する家庭系一般廃棄物をいう。
- カ 事業系とは、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第2条第2項第2号に規定する事業系一般廃棄物をいう。

(2) 産業廃棄物の処理に対する事務 産業廃棄物処理手数料

種別	単位	手数料の額
可燃ごみ	10kg	100円
不燃ごみ	破碎 10kg	120円

	埋立	10kg	150円
--	----	------	------

備考

- ア 1単位未満の端数のあるときは、1単位に切り上げる。
- イ 不燃ごみとは、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条第1項に規定する市が処分する産業廃棄物のうち、可燃ごみ以外のものであって、処理に当たって破碎選別処理が必要なもの及び埋立処理が可能なものをいう。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 20,000円
- (4) 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査 一般廃棄物収集運搬業更新許可申請手数料 20,000円
- (5) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 一般廃棄物処分業許可申請手数料 20,000円
- (6) 法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査 一般廃棄物処分業更新許可申請手数料 20,000円
- (7) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料 20,000円
- (8) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料 20,000円
- (9) 一般廃棄物収集運搬業の許可証の再交付 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料 10,000円
- (10) 一般廃棄物処分業の許可証の再交付 一般廃棄物処分業許可証再交付手数料 10,000円
- (11) 法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料
 - ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設 130,000円
 - イ その他の一般廃棄物処理施設 110,000円
- (12) 法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査 一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料
 - ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設 120,000円
 - イ その他の一般廃棄物処理施設 100,000円
- (13) 法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る環境省令適合の認定の申請に対する審査 熱回収機能を有する一般廃棄物処理施設に係る環境省令適合認定申請手数料 33,000円
- (14) 法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る環境省令適合の認定の更新の申請に対する審査 熱回収機能を有する一般廃棄物処理施設に係る環境省令適合認定更新申請手数料 20,000円
- (15) 法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査 一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料 94,000円
- (16) 法第9条の6第1項の規定に基づく許可施設設置者等である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査 許可施設設置者等合併等認可申請手数料 94,000円
- (16)の2 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の認定の申請に対する審査 2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料 147,000円
- (16)の3 法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 2以上の事業者による産業廃棄物処理特例変更認定申請手数料 134,000円
- (17) 法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 81,000円
- (18) 法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査 産業廃棄物収集運搬業更新許可申請手数料 73,000円
- (19) 法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 産業廃棄物処分業許可申請手数料 100,000円

- (20) 法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査 産業廃棄物処分業更新許可申請手数料 94,000円
- (21) 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料 71,000円
- (22) 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料 92,000円
- (23) 法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 81,000円
- (24) 法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可申請手数料 74,000円
- (25) 法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料 100,000円
- (26) 法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査 特別管理産業廃棄物処分業更新許可申請手数料 95,000円
- (27) 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 特別管理産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料 72,000円
- (28) 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 特別管理産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料 95,000円
- (29) 法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
 - ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設 140,000円
 - イ その他の産業廃棄物処理施設 120,000円
- (30) 法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料
 - ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設 130,000円
 - イ その他の産業廃棄物処理施設 110,000円
- (31) 法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る環境省令適合の認定の申請に対する審査 熱回収機能を有する産業廃棄物処理施設に係る環境省令適合認定申請手数料 33,000円
- (32) 法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る環境省令適合の認定の更新の申請に対する審査 熱回収機能を有する産業廃棄物処理施設に係る環境省令適合認定更新申請手数料 20,000円
- (33) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査 産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料 94,000円
- (34) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査 産業廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料 94,000円
- (35) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査 浄化槽清掃業許可申請手数料 20,000円
- (36) 浄化槽清掃業の許可証の再交付 浄化槽清掃業許可証再交付手数料 10,000円
- (37) 明石市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成29年条例第60号）第2条第1項の規定に基づく浄化槽保守点検業者の登録の申請に対する審査 浄化槽保守点検業者登録申請手数料 35,000円
- (38) 明石市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第3項の規定に基づく浄化槽保守点検業者の更新の登録の申請に対する審査 浄化槽保守点検業者更新登録申請手数料 30,000円
- (39) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査 引取業者登録申請手数料 5,600円
- (40) 自動車リサイクル法第42条第2項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査 引取業者更新登録申請手数料 3,600円

- (41) 自動車リサイクル法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査 フロン類回収業者登録申請手数料 6,000円
 - (42) 自動車リサイクル法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査 フロン類回収業者更新登録申請手数料 4,000円
 - (43) 自動車リサイクル法第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査 解体業許可申請手数料 78,000円
 - (44) 自動車リサイクル法第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査 解体業更新許可申請手数料 70,000円
 - (45) 自動車リサイクル法第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査 破砕業許可申請手数料 84,000円
 - (46) 自動車リサイクル法第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査 破砕業更新許可申請手数料 77,000円
 - (47) 自動車リサイクル法第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 破砕業事業範囲変更許可申請手数料 67,000円
 - (48) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査 汚染土壌処理事業許可申請手数料 240,000円
 - (49) 土壌汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査 汚染土壌処理事業更新許可申請手数料 220,000円
 - (50) 土壌汚染対策法第23条第1項本文の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の変更の申請に対する審査 汚染土壌処理事業変更許可申請手数料 220,000円
 - (51) 土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査 汚染土壌処理業譲渡承認申請手数料 120,000円
 - (52) 土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査 汚染土壌処理業者合併・分割承認申請手数料 120,000円
 - (53) 土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査 汚染土壌処理業相続承認申請手数料 120,000円
- 2 一般廃棄物又は産業廃棄物の処理について特別の取扱い又は困難を伴う事情があるときは、市長の認定により前項第1号の一般廃棄物処理手数料又は同項第2号の産業廃棄物処理手数料の金額に5割を加算することができる。

（手数料の徴収時期等）

第3条 手数料は、規則で定める時に徴収する。

- 2 既納の手数料（前条第1項第1号の一般廃棄物処理手数料を除く。）は、還付しない。

（手数料の減免）

第4条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において必要があると認めるときは、第2条第1項第1号の一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

- 2 前項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、その旨を市長に申請しなければならない。（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）
- 2 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

改正	現行
<p>（市長の責務）</p> <p>第2条の2 市長は、廃棄物の減量及びその適正な処理に関し、市民及び事業者の自主的な活動を促進し、かつ、意識の啓発を図るよう努めなければならない。</p> <p>（事業者の責務）</p>	<p>（市長の責務）</p> <p>第2条の2 市長は、一般廃棄物の減量及びその適正な処理に関し、市民及び事業者の自主的な活動を促進し、かつ、意識の啓発を図るよう努めなければならない。</p> <p>（事業者の責務）</p>
<p>第3条 （略）</p>	<p>第3条 （略）</p>

2～3 (略)
4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。
第4条～第8条の3 (略)

第9条及び第10条 削除

第11条 (略)

第12条 削除

(一般廃棄物処理業等の許可申請等)

第13条 (略)
(削 る)

(削 る)

(報告の徴収)

第14条 市長は、法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他の関係者に対し、廃棄物の減量化及び適正な処理のために必要な報告を求めることができる。

第15条～第17条 (略)
(削 る)

2～3 (略)
4 事業者は、前3項に定めるもののほか、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。
第4条～第8条の3 (略)

(一般廃棄物処理手数料)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、一般廃棄物の処理について別表第1に定める手数料を徴収するものとする。

2 一般廃棄物の処理について特別の取扱い又は困難を伴う事情があるときは、市長の認定により前項の手数料の金額に5割を加算することができる。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第10条 市長は、天災その他特に事情があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

第11条 (略)
(産業廃棄物の処分費用)

第12条 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処分費用は、別表第2のとおりとする。

2 第9条第2項の規定は、前項の費用について準用する。

(一般廃棄物処理業等の許可申請等)

第13条 (略)
2 市長は、前項の許可の申請又は許可証の再交付の際に地方自治法第227条の規定により、別表第3の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額とする。

3 既納の手数料は、還付しない。

(報告の徴収)

第14条 市長は、法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他の関係者に対し、一般廃棄物の減量化及び適正な処理のために必要な報告を求めることができる。

第15条～第17条 (略)

別表第1 (第9条関係)
一般廃棄物処理手数料

区分	種別		単位	手数料
市が収集、運搬及び処分するとき	し尿	一般家庭	1便槽1回につき	1,200円
		事業所等	20ℓ	300円
	仮設便所	1基1回につき	9,000円	

			き		
動物 (犬、猫 等)の死 体	犬		1体	5,000円	
	猫		1体	4,000円	
	その他		1体	3,000円	
一般家庭から排 出される粗大ご みで規則で定め るもの		品目 ごと		4,800円以 内で品目 ごとに規 則で定め る額	
市長 の指 示す る場 所へ 搬入 する とき	浄化槽汚泥		100ℓ	180円	
	動物 (犬、猫 等)の死 体	犬	1体	4,000円	
		猫	1体	3,000円	
		その他	1体	2,000円	
	可燃ご み	家庭系	10kg	50円	
		事業系	10kg	70円	
	不燃ご み	破 碎	家庭系	10kg	60円
			事業系	10kg	80円
		埋 立	家庭系	10kg	60円
			事業系	10kg	100円

備考

- 1 1単位未満の端数のあるときは、1単位に切り上げる。
- 2 一般家庭のし尿のうち、共同住宅等において複数の住宅又は住戸が1便槽を共用している場合は、住宅又は住戸ごとに1便槽あるものとみなす。
- 3 事業所等及び仮設便所の範囲は、規則で定める。
- 4 不燃ごみとは、可燃ごみ以外で、処理に当たって破碎選別処理が必要なもの及び埋立処理が可能なものをいう。
- 5 家庭系とは、第2条第2項第1号に規定する家庭系一般廃棄物をいう。
- 6 事業系とは、第2条第2項第2号に規定する事業系一般廃棄物をいう。

(削る)

別表第2 (第12条関係)

産業廃棄物処分費用

種別	単位	費用	
可燃ごみ	10kg	100円	
不燃ごみ	破 碎	10kg	120円
	埋 立	10kg	150円

備考

- 1 1単位未満の端数のあるときは、1単位

(削る)

に切り上げる。

2 不燃ごみとは、ガラスくず及び陶磁器くずその他市長が定めるもの

別表第3 (第13条関係)

許可申請等手数料

手数料を徴収する事務	名称	金額
(1) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	2万円
(2) 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	2万円
(3) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	2万円
(4) 法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	2万円
(5) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	2万円
(6) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	2万円
(7) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可証の再交付	一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	1万円
(8) 法第7条第6	一般廃棄	1万円

	項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可証の再交付	物処分業許可証再交付手数料	
	(9) 浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	2万円
	(10) 浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可証の再交付	浄化槽清掃業許可証再交付手数料	1万円

備考

1 改正部分は、下線の部分である。

2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。

3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

(明石市手数料徴収条例の一部改正)

3 明石市手数料徴収条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正	現行
(手数料を徴収する事務及び金額)	(手数料を徴収する事務及び金額)
第2条 市長は、関係法令に基づく次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。	第2条 市長は、関係法令に基づく次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(削る)	(4) 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査 汚染土壤処理事業許可申請手数料 1件につき 240,000円
(削る)	(5) 土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査 汚染土壤処理事業更新許可申請手数料 1件につき 220,000円
(削る)	(6) 土壤汚染対策法第23条第1項本文の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の変更の申請に対する審査 汚染土壤処理事業変更許可申請手数料 1件につき 220,000円
2 (略)	2 (略)
以下略	以下略

備考

1 改正部分は、下線の部分である。

2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。

3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

附 則(平成30年3月26日条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月29日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。